

# 新宿区 避難所ペット管理マニュアル

新宿区保健所・危機管理課  
東京都獣医師会新宿支部

令和 8 年 3 月 31 日

# 目次

本マニュアルについて .....	3
【まず確認】.....	4
避難所ペット受け入れフローチャート .....	5

## 【I 作業編】

1 ペットスペースの選定・確定 .....	8
2 ペット同行避難者の受付 .....	9
3 飼い主班の立ち上げ .....	11
4 ルールの確認と周知 .....	12
5 ペットスペースの設営.....	14
6 ペットの飼育・管理 .....	18
7 飼い主不明動物(迷子動物)への対応 .....	21
8 区との連絡 .....	24
9 ペットスペース内の情報共有(掲示板).....	25

## 【II 考え方・方針編】

1 ペット同行避難の考え方.....	28
2 よくある質問.....	29
3 様式集.....	31

## 本マニュアルについて

### 1 本マニュアルの位置づけ

このマニュアルは、避難所でのペットの扱いについて定めたものです。

災害時にはこのマニュアルを基に、ペットの受入れや管理を行ってください。

また、平常時はこのマニュアルを基に、各避難所に合わせたマニュアル策定やペット受け入れのシミュレーションにご活用ください。

### 2 本マニュアルの対象者

- ・避難所運営者(庶務・情報連絡部)
- ・避難所運営者(動物救護部)
- ・避難所にペットを連れて避難してきた飼い主

飼い主の命を守り、安全な避難行動を確保するため、避難所でペットを受け入れます

### 3 本マニュアルの使用方法

「まず確認」(p4)を参照し、以下を確認します。

- ・ペットスペースや備蓄の場所、動物救護部員のメンバー
- ・避難所でのペット受け入れの考え方



「避難所ペット受け入れフローチャート」(p5)で、全体の流れを把握します。



「Ⅰ作業編」(p7～p26)を参照し、各作業を行います。



作業を行う中で疑問が生じた場合は、「Ⅱ考え方、方針編」(p27～)を参照します。

Q なぜ避難所でペットを受け入れるのですか？

A 飼い主の命を守るためです。ペットがいることで避難をためらい、飼い主が危険にさらされることのないよう、ペットと同行避難することが基本です。しかし、避難所にはペットが苦手な方も含めさまざまな方が避難してくるので、一定のルールのもとにペットを受け入れます。

## 【まず確認】

災害が発生する前に予め定めておきましょう。  
決めていないときは、まず定めましょう。

動物救護部員のメンバー

ペットスペースの場所

動物救護用品の備蓄倉庫内での場所

## 避難所でのペット受け入れのきほん

- ・新宿区では、すべての避難所にペットを連れて行くことができます
- ・ペットは避難者滞在スペースへ入れることができません。専用のペットスペースで飼育します
- ・避難所に同行できるペットは、犬、猫、小動物(鳥、うさぎ、ハムスター等)のみです
- ・受け入れるペットのケージ、フードは、飼い主が持参します
- ・ペットの飼育は飼い主が責任をもって行います

Q 犬、猫、小動物以外はだめなのですか。

A 原則は不可です。しかし、飼い主の生命保護のため、避難所運営者が臨機応変に判断することも可能です。

Q なぜ、飼い主がフードやケージを用意するのですか。

A ペットの命を守るのは飼い主の役目だからです。避難所では飼い主の命を守るために、ペットの受入れや避難者用の食糧の備蓄をしています。

## 避難所ペット受け入れフローチャート





# I 作業編

# 1 ペットスペースの選定・確定

## 誰が

- ・避難所運営者(庶務・情報連絡部、動物救護部)  
※場所を決めた後のペットスペース設営は飼い主が行います  
※場所の選定に際しては、学校職員とも協議しましょう。

## いつ

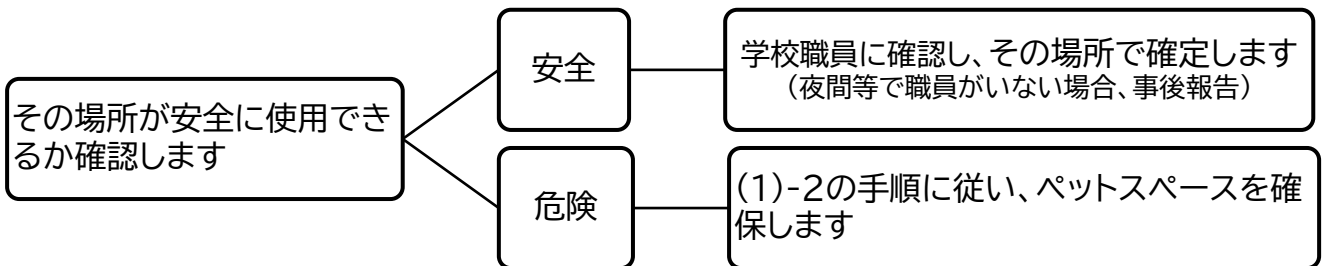
- ・施設の安全点検時

### ペットスペースについて

避難所では、犬や猫が苦手な人も避難するため、人間と動物の生活空間を完全に分離する必要があります。この分離した動物の一時飼育スペースがペットスペースです。  
ペットスペースの位置は、平常時より学校利用計画図で定めておくことを推奨します。  
ペットスペースの位置は、避難者の受入れ状況などにより、臨機応変に変更することも可能です。

## 手順

- ・(1)-1 ペットスペースの場所を学校利用計画図で定めている場合



- ・(1)-2 ペットスペースの場所が学校利用計画図で定められていない場合

以下要件を満たす場所で、ペットスペースを確保します。

ペットスペースの要件
・ <input checked="" type="checkbox"/> 鳴き声や臭いが人の居住場所に届かない
・ <input checked="" type="checkbox"/> 避難者とペットの動線が交わらない
・ <input checked="" type="checkbox"/> ペット用のケージを置ける
・ <input checked="" type="checkbox"/> 屋外の場合、雨風がしのげる

場所の例
・居住スペースから離れた教室・特別教室
・屋外プールの更衣室
・校舎の軒下・渡り廊下
・屋根付きの自転車置き場
・屋外テント(鉄棒などにシートをかぶせてテントに代えることも可)

【鳴き声】  
音楽室は防音なので、苦情が出にくいです。

- (2) ペットスペースの位置が確定したら、受付に図面を渡し共有します。

## 2 ペット同行避難者の受付

### 誰が

- ・避難所運営者(庶務・情報連絡部)

### いつ

- ・避難者受付時

### 手順

#### 【受付開始の前に】

学校利用計画図を参照し、ペットスペースの場所を確認します。

#### 避難所での飼育のルール(下記)を飼い主に説明し、承諾を得ます。

- ・  避難所に同行できるペットは、犬、猫、小動物(鳥、うさぎ、ハムスター等)のみであること
- ・  受け入れるペットのケージ、フードは、飼い主が持参すること
- ・  ペットの飼育は飼い主が責任をもって行うこと
- ・  ペットは避難者滞在スペースへ入れることができないこと、また、ペットスペースで飼育すること

【犬、猫、小動物以外のペットについて】  
原則は不可です。  
しかし、飼い主の生命保護のため、臨機応変に判断することも可能です。

ペット同行避難者には、「避難者受付カード」、「ペット等受付簿」(図2-1)を記入してもらいます。

- ・ 「避難者受付カード」の「ペットの状況」欄に必要事項が記入されていることを確認します。

「避難者受付カード」を基に「避難所登録カード」の作成、避難者への配布を行い、ペットスペースの場所を伝えます。

図 2-1 【避難者受付カード・ペット受付簿】

<b>避難者受付カード</b> 表面				避難所名	受付番号
記入日	年	月	日	記入者氏名	
住所				自治会・町内会名	
電話				全壊 / 半壊 / 一部損壊	
携帯電話				全焼 / 半焼 / 床上浸水	
FAX				流出 / その他	
メール				避難所	
その他連絡先				避難所以外の場所(在宅避難等)	
親戚など				食糧等の配給を希望	
避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)				健康状態	要配慮者
氏名				性別	年齢
世帯主	1	西暦	年月日		
ご家族など	2	西暦	年月日		
	3	西暦	年月日		
	4	西暦	年月日		
	5	西暦	年月日		
	記入例	新宿太郎	44年6月20日	男	8
ペットの状況				種類	飼育状況
<input type="checkbox"/> 飼っていない <input type="checkbox"/> 飼っている → 右欄へ				<input type="checkbox"/> 同行希望 <input type="checkbox"/> 置き去り	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開

ペットの状況を受付にて確認します

7 ペット等受付簿

番号	ペットの動物の種類	品種	性別	特徴	犬のみ記入		飼い主の連絡先		受付担当の記入欄			
					市町村の登録	狂犬病予防接種	電話番号	住所	組名	入所日	退所日	
記入例	グレイ犬	ミニチュアプードル	オス	灰色、中型、迷子札あり	登録済	注射済	0000	〇〇〇-〇〇〇	〇〇〇〇		/	/
					していない	していない						
					登録済	注射済						
					登録済	注射済						

登録や注射が「していない」でも受け入れは可能です。

### 3 飼い主班の立ち上げ

#### 誰が

- ・避難所運営者(庶務・情報連絡部・動物救護部)・飼い主

#### いつ

- ・受付後、ペットスペースに案内された飼い主が数人集まったとき

#### 手順

集まった飼い主及び動物救護部員で飼い主班を立ち上げ、代表者を決めます。  
(代表者は原則として動物救護部員です)



飼い主班立ち上げ後、代表者に避難所開設キット内の「ペット同行避難者への対応」及び本マニュアルを渡し、対応を引き継ぎます。

## 4 ルールの確認と周知

### 誰が

- ・避難所運営者(動物救護部)・飼い主班

### いつ

- ・ペットスペースに飼い主が来たとき

### 手順

動物救護部員が、ペットスペースへ来た飼い主に、「避難所における飼育のルール」(資料4-1)を渡し、ルールを確認してもらいます。

- ・飼い主の受付が済んでいない場合、受付で避難者登録をするよう伝えます。
- ・ペット同行避難者は、飼い主班に加えます。



飼い主班立ち上げ後、新たなペット同行避難者が来た場合、動物救護部員が「避難所における飼育のルール」(資料4-1)を渡し、飼い主班に加えます。

## 避難所における飼育のルール

ペットの命を守るのは飼い主の役割です。ペットも人も安心して避難するために、ペットスペースでは以下のルールを守り、皆さんで助け合って生活してください。

か かた 飼い方	ペットはケージに入れるか、リードにつないでください
	ペットは人の居住スペースに入れないでください
えさやり	フードはそのままにせず、食べ終わったら片づけてください
フンやおしっこ	つか お 使い終わったペットシートやフンはすぐに片づけ、汚物廃棄物の ばしょ す 場所に捨ててください
	いぬ 犬のフンやおしっこは、決められた場所でさせてください
そうじ 掃除	か めしどうし きょうりよく まいにちせいそう おこな 飼い主同士で協力して、毎日清掃を行ってください
てつづき 手続き	ペット登録カードを記入し、ペット用ネームプレートをケージにつけてください
	ひなんじょ たいしょ かなら うけつけ こえ ねが 避難所から退所するときは、必ず受付にお声かけをお願いします
ひつよう 必要なペット用品	ひつよう 必要なフードやケージ、ペット用品は飼い主がご用意ください

## 5 ペットスペースの設営

### 誰が

- ・避難所運営者(動物救護部)・飼い主班

### いつ

- ・飼い主班を立ち上げ、「避難所における飼育のルール」(資料4-1)を周知した後

### 手順

#### 備蓄倉庫の動物救護用資材の場所を確認します。

- ・「動物救護用」と書かれた段ボール箱(1箱)を探します。段ボールの中と、段ボール周辺に動物救護用資材があります。(図5-1参照)



#### 取り出す資材の量を決めます

- ・避難してきた頭数に応じ、ペットスペースの大きさ、取り出すケージの台数を大まかに決めます。(備蓄資材は図5-2参照)



#### ペットスペースを設営します

- ・屋内設営の場合は図5-3を、屋外設営の場合は図5-4参照



#### 設営完了の報告をします

- ・設営が完了し、ペットを収容後、庶務・情報連絡部と区動物担当(災対健康部衛生班:03-5273-3148)に以下を報告します。
  - ・設営完了の旨
  - ・収容動物の頭数(犬、猫、その他それぞれ)
  - ・飼い主不明動物の頭数(犬、猫、その他それぞれ)

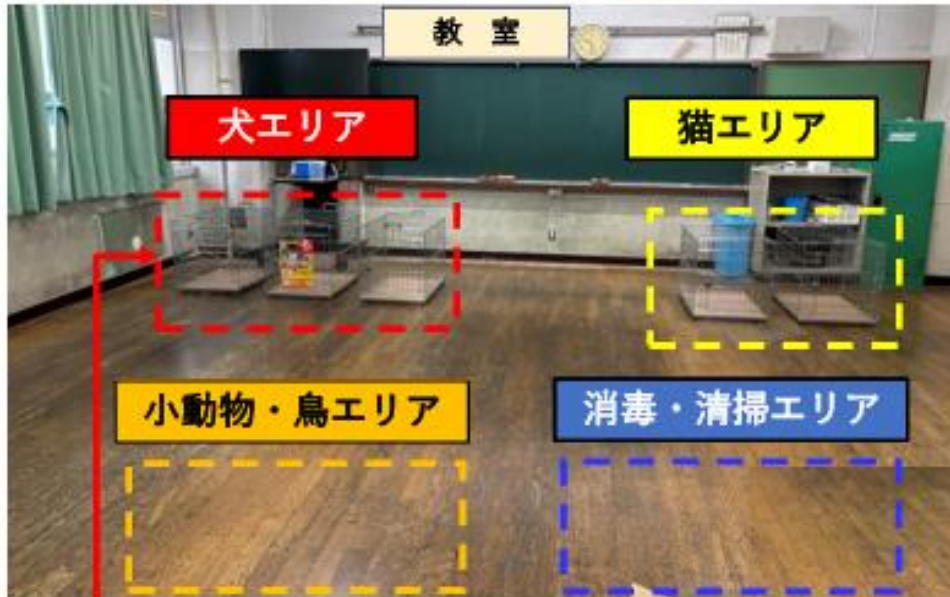
図 5-1 備蓄用資材		
備蓄用資材	個数	保管場所
ペット管理マニュアル	5部	「動物救護用」 段ボール内
立ち入り禁止テープ	1本	
「動物用トイレ」プレート	1枚	
「動物救護所」のぼり	1枚	
首輪(飼い主不明犬猫用)	10本(12番:5本、18番:5本)	
口輪(飼い主不明犬猫用)	9個(短型:2個、長型:7個)	
鎖(飼い主不明犬猫用)	10本(S:4本、M:4本、L:2本)	
ケージ(飼い主不明犬猫用)	18台(中:11台、大:5台、特大:2台)	「動物救護用」 段ボール付近に平置き
カラーコーン	10本	
セーフティーバー	10本	
台車	1台	

図 5-2 備蓄倉庫の動物救護用資材



図 5-3 屋内設営イメージ

- 動物の種類ごとにエリアをわける。(ケージに入らない大型犬は屋外でつなぎとめる)
- 本マニュアル別添「避難所における飼育のルール」(資料 4-1)を掲示する
- 排泄物を処理する場所を決め、「動物トイレ」プレートを掲示する
- 「動物救護所」ののぼりでペットスペースであることを明示する



**【飼育のポイント】**

- ペットを落ち着かせるため、ケージは布や段ボールで目隠しをします。
- 床や壁をブルーシートで養生し、部屋に臭いや毛がつかないようにします。
- 咬傷事故等防止のため、飼い主やボランティア以外は立ち入り禁止とします。

図 5-4 屋外設営イメージ

- ・ カラーコーンとセーフティーバーにより区画線を設置し、飼育場所を明示する
- ・ 屋根がない場合、ブルーシートを活用し屋根をつくる(ブルーシートは物資供給部から入手する)
- ・ 動物の種類ごとにエリアをわけ
- ・ 本マニュアル別添「避難所における飼育のルール」(資料 4-1)を掲示する
- ・ 排泄物を処理する場所を決め、「動物トイレ」プレートを掲示する
- ・ 「動物救護所」ののぼりでペットスペースであることを明示する。



サッカーゴールを骨組みに、ブルーシートで屋根を設置した例

**【飼育のポイント】**

- ・ ペットを落ち着かせるため、ケージは布や段ボールで目隠しをします。
- ・ 蚊の発生などの環境に留意します。
- ・ トイレの場所はほかの避難者が不快にならないように注意します。
- ・ 咬傷事故等防止のため、飼い主やボランティア以外はカラーコーンより内側に入らないようにします。

## 6 ペットの飼育・管理

### 誰が

- ・避難所運営者(動物救護部)・飼い主班

### いつ

- ・ペットスペース設営後

## 手順(飼育・管理で行うこと)

### 動物種ごとのグループ分け

- ・ペットスペース内では、同一の動物ごとにグループ分けをします。

### 動物の登録管理

- ・同行避難した飼い主に、ペット登録カード(図6-1)とネームプレート(図6-2)を記入してもらいます。
- ・ペットケージにネームプレートを貼ります。(リードにつないでいる場合、つないでいる柱に貼り付けます)
- ・記入済みのカードは動物救護部が管理します。また、入退所情報については日々庶務・情報連絡部と情報共有し「ペット等受付簿」(p10)と内容を揃えます。

### ルールの徹底

- ・掲示した本マニュアル「避難所における飼育のルール」(資料4-1)の周知徹底を図ります。
- ・新たに加わった飼い主にもルールを説明します。

### トラブル対応

- ・ペットに関する苦情などトラブルが生じた場合は、庶務・情報連絡部と連絡を取り合って解決に努めます。

### ペットスペースの衛生管理

- ・図6-3に従い、清掃や換気等必要な作業を定期的に行います。

### 動物の医療・健康管理

- ・動物の治療や健康についての相談は、獣医師会の巡回診療又は近隣の活動している獣医師会診療所で対応します。
- ・巡回日程・獣医師会診療所所在地など、必要な情報を区から収集(区から情報提供も行う)し、飼い主班で共有します。

図 6-1 避難所ペット登録カード(動物救護部が管理)

ペット登録カード(No. (受付順に番号を付けます))	
飼育方法	<input checked="" type="checkbox"/> ケージ リードにつなぐ
ネームプレート番号	<b>1</b>
動物名	<b>ペロ</b>
動物種	<input checked="" type="checkbox"/> 犬 猫 その他
品種	<b>ビーグル</b>
毛色(特徴)	<b>トライカラー</b>
性別	<input checked="" type="checkbox"/> おす <input type="checkbox"/> めす 去勢不妊手術( <input checked="" type="checkbox"/> 済・未済)
狂犬病予防注射	<input checked="" type="checkbox"/> 済 未済 (犬のみ記入)
飼い主名	<b>新宿 太郎</b>
飼い主連絡先	<b>000-000-0000</b>
飼い主の居室	<b>体育館 A-4</b>
避難所登録カード番号	<b>00-1</b>
入所日	<b>〇月 〇日</b>
退所日	<b>〇月 〇日</b>
識別措置	迷子札 <input checked="" type="checkbox"/> マイクロチップ <input type="checkbox"/> 鑑札 なし
ワクチン・服用薬	<b>5種混合ワクチン・ティアバスター</b>
備考	<b>知らない人が苦手です吠えます</b>

図 6-2 ネームプレート(ケージ等に貼り付け)

ペット用ネームプレート(No. (受付順に番号を付けます))	
動物名	<b>ペロ</b>
飼い主名	<b>新宿 太郎</b>
飼い主連絡先	<b>000-000-0000</b>
飼い主の居室	<b>体育館 A-4</b>
注意事項	<b>知らない人が苦手です吠えます</b>

### 図 6-3 ペットスペースの衛生管理

#### 【維持管理】

- ・エサは出したままにしないようにしましょう。
- ・排泄をした場合、速やかに片づけましょう。使用済みペットシートやフンは袋に入れて中身がわかるように表示したうえで、「汚物廃棄物」の集積場所に廃棄します。

#### 【屋内の換気】

- ・屋外に面した窓を 2 か所あけ、風の通り道をつくりましょう。空調を使用している場合は、1 時間おきに 10 分～15 分窓を開け換気をしてください。

#### 【清掃】

- ・飼い主班で清掃当番を決めて、定期的(毎日)に行います
- ・特に、飛散した毛が残らないように清掃します。
- ・清掃にあたり、備蓄倉庫内のニトリル手袋、漂白剤、スプレーボトル、カウンタークロスを用意します
- ・スプレーボトルには、漂白剤を 5ml 入れ、水で希釈し消毒液を作ります。

#### 【避難所閉鎖時】

- ・閉鎖後は学校が再開し、生徒が使用します。臭いや毛が残らないように、最後は特に念入りに清掃・消毒しましょう。(上記消毒液を用いて壁や床、教室備品をふき取ります)

## 7 飼い主不明動物(迷子動物)への対応

### 誰が

- ・避難所運営者(動物救護部)・飼い主班

### いつ

- ・ペットスペース設営後

### 手順

#### 保護ケージの設置

- ・備蓄倉庫からペットケージを取り出し、ペットスペースに設置します。
- ・原則として1ケージに1頭を収容します。動物のサイズに合わせて、中、大、特大サイズのケージを選択します。ケージの備蓄台数は「5 ペットスペースの設営」を参照します。
- ・ケージに入らない大型犬の場合、備蓄倉庫にある首輪や鎖を用いて丈夫な柱につなぎます。



#### カードへの記録

- ・「飼い主不明動物登録カード」(図7-1)に保護時の状況、動物の特徴などを記録します。
- ・ネームプレート(図6-2)を記入します。
- ・ペットケージにネームプレートを貼ります。(リードにつないでいる場合、つないでいる柱に貼り付けます)
- ・ペットスペース掲示板に載せます。(p25参照)



#### 飼育管理

- ・他の同行避難動物と同様に、「避難所における飼育のルール」(資料4-1)に基づいて日常の世話をします。支援物資が届くまでフードは飼い主同士で持ち寄って飼い主不明動物に与えます。

フードが不足するなど飼育が困難なときは、区動物担当(災対健康部衛生班:03-5273-3148)へ連絡してください。

#### 失踪動物の捜索依頼があったとき

- ・依頼内容を「失踪動物の捜索依頼受付カード」(図7-2)に記録し、p24の手順で区に報告します。またペットスペース掲示板に載せます。(p25参照)



#### 飼い主が見つかった場合、東京都への移送時などの移動があったとき

- ・「飼い主不明動物登録カード」(図7-1)に移動日及び移動先を記載し、p24の手順で区に報告します。

図 7-1 飼い主不明動物登録カード

飼い主不明動物登録カード(No. (受付順に番号を付けます) )	
飼育方法	<input type="checkbox"/> ケージ リードにつなぐ
ネームプレート番号	<b>1</b>
動物種	<input checked="" type="checkbox"/> 犬 猫 その他
品種	<b>ビーグル</b>
毛色(特徴)	<b>トライカラー</b>
性別	<input checked="" type="checkbox"/> おす <input type="checkbox"/> めす 不明
首輪	<input checked="" type="checkbox"/> あり(特徴 <b>黒色</b> ) <input type="checkbox"/> なし
迷子札等	<input checked="" type="checkbox"/> 迷子札(飼い主名・連絡先等 <b>同上</b> ) <input checked="" type="checkbox"/> (犬)鑑札(番号: <b>R7-000</b> ) <input checked="" type="checkbox"/> (犬)注射済票(番号: <b>R7-111</b> ) <input type="checkbox"/> なし
マイクロチップ 読み取り結果	マイクロチップなし <input checked="" type="checkbox"/> マイクロチップあり(番号 <b>000-000-000-000-000</b> )
保護日	<b>〇月 〇日</b>
保護場所	〇〇公園付近
保護届出者	氏名 <b>淀橋 花子</b> 連絡先 <b>000-0000-0000</b>
結果	
飼い主への返還日	<b>〇月 〇日</b>
返還先飼い主	氏名 <b>新宿 太郎</b> 連絡先 <b>000-0000-0000</b>
移送日	<b>〇月 〇日</b>
移送先	
備考	<b>知らない人が苦手で吠えます</b>

図 7-2 失踪動物の搜索依頼受付カード

失踪動物搜索依頼受付カード(No. (受付順に番号を付けます) )	
届出日	○月 ○日
届出者	氏名 <b>新宿 太郎</b> 住所 <b>新宿 5-18-21</b> 連絡先 <b>000-000-0000</b>
失踪日	○月 ○日
失踪場所	<b>自宅付近</b>
動物名	<b>ペロ</b>
動物種	<input checked="" type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 その他
品種	<b>ビーグル</b>
毛色(特徴)	<b>トライカラー</b>
性別	<input checked="" type="checkbox"/> おす <input type="checkbox"/> めす 不明
首輪	<input checked="" type="checkbox"/> あり(特徴 <b>黒色</b> )      なし
迷子札等	迷子札(飼い主名・連絡先等 <b>同上</b> ) <input checked="" type="checkbox"/> (犬)鑑札(番号: <b>R7-000</b> ) <input checked="" type="checkbox"/> (犬)注射済票(番号: <b>R7-111</b> ) なし
マイクロチップ有無	マイクロチップなし <input checked="" type="checkbox"/> マイクロチップあり(番号 <b>000-000-000-000-000</b> )
備考	<b>知らない人が苦手で吠えます</b>
結果	
発見日	○月 ○日
発見場所	○○ <b>公園付近</b>
発見者	氏名 <b>淀橋 花子</b> 連絡先 <b>000-0000-0000</b>
飼い主引渡しまでの保護場所	○○ <b>避難所 ケージ番号 1</b>
飼い主引き渡し日	○月 ○日

## 8 区との連絡

### 誰が

- ・避難所運営者(動物救護部)・飼い主班

### いつ

- ・ペットスペース設営完了時、設営後毎日、その他必要に応じて

### 連絡先

- ・区動物担当(災対健康部衛生班:03-5273-3148)

物資の補給や治療が可能な動物病院の案内、飼い主不明動物の情報など、区と密接に情報交換を行います。区からの連絡事項は、ペットスペース掲示板(p25)で飼い主に共有します。

## 手順

### 区への連絡事項

- 同行避難動物収容状況(種別と頭数)
- 飼い主不明動物保護状況(種別と頭数)
- 不足資材・食糧、活動要員等の補充要請
- 失踪動物の捜索依頼
- 動物ボランティアの申し込み
- その他応急医療要請

### 区からの連絡事項

- 資材・食糧等の補給
- 動物救護ボランティアの派遣
- 獣医師巡回医療日程
- 獣医師会診療所の開設状況
- 飼い主不明動物の対策(移送先・飼い主情報)
- ペットスペース管理の助言・指導

#### Q 電話が不通の時は？

A 各避難所に配備されている災害時特設公衆電話を使用して連絡します。

災害時特設公衆電話も使用不可、もしくは設置されていない場合、職員室等の無線機か伝令で地域本部(各特別出張所)に連絡し、区動物担当(災対健康部衛生班)につないでもらってください。

## 9 ペットスペース内の情報共有(掲示板)

### 誰が

- ・避難所運営者(動物救護部)・飼い主班

### いつ

- ・ペットスペース設営後毎日、その他必要に応じて

ペットスペース内に簡易な掲示板を設置し、飼い主班で情報共有できるようにします。掲示板で情報を集約することで、区への報告もしやすくなります。

### 手順

**【掲示板の設置】** ホワイトボードとマーカーを庶務・情報連絡部から入手する。  
無い場合、長机や生徒用の机でも代用可能



掲示板上部に「ペットスペース掲示板」と書き、掲示エリアを以下5つに区切る  
「捜してます」「保護しています」「支援要請」「支援情報」「概況」



掲示板に記入するときは、段ボール片のカードで貼る。カードには、貼った日付を記入し、古いものは剥がす。

#### **【動物救護部員が更新するカード】**

- ・保護してます(情報が入り次第)
- ・支援情報(情報が入り次第)
- ・概況(毎日)

図7-1 掲示板の例

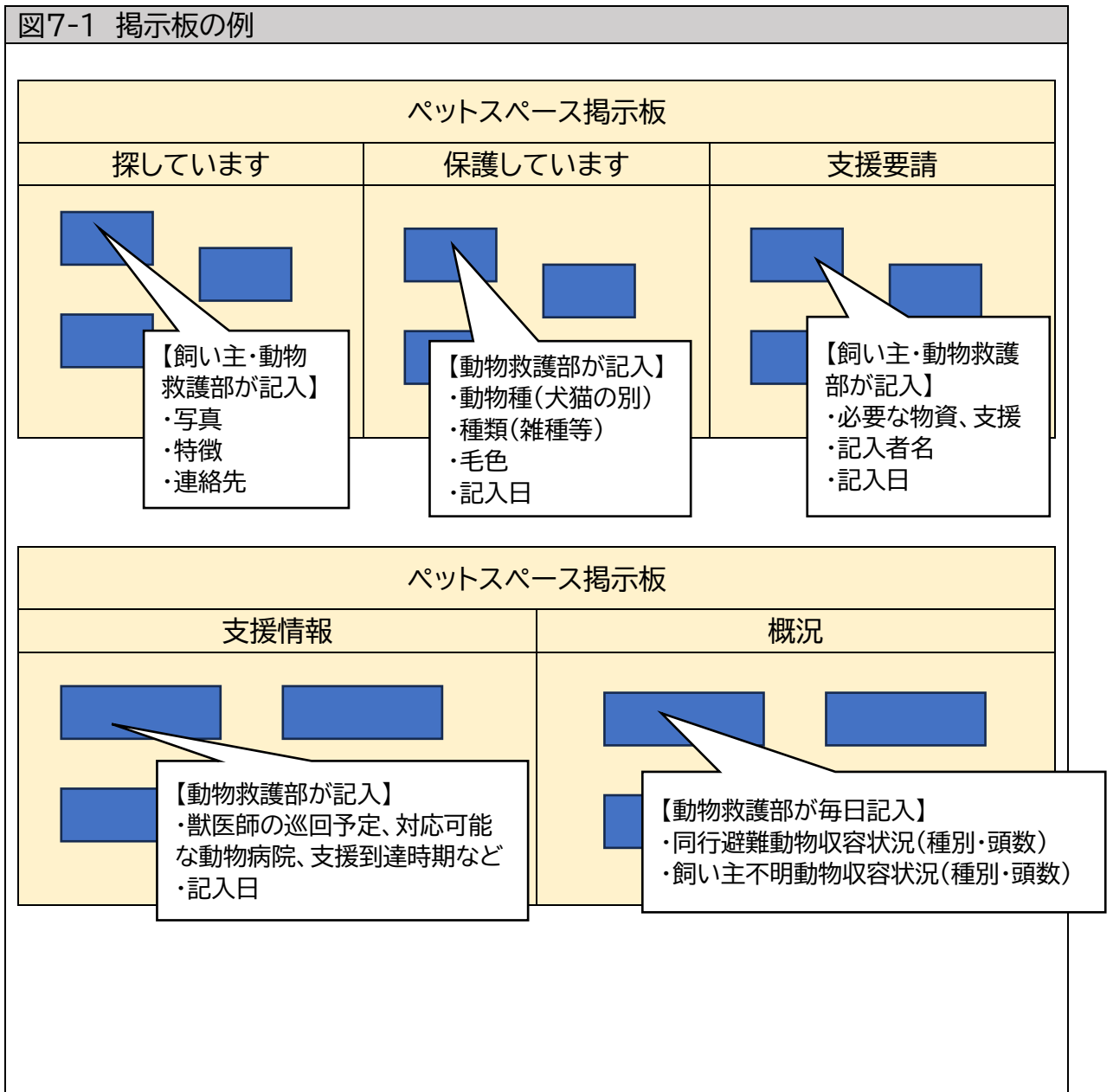


図7-2 掲示板の設置イメージ



## Ⅱ 考え方、方針編

# 1 ペット同行避難の考え方

## (1) 基本の方針

- ・自宅が安全であれば、在宅避難が原則。
- ・飼い主の命を守るため、新宿区の全ての避難所でペット受け入れが可能。
- ・避難できるペットは原則として犬、猫、小動物のみ。
- ・避難所でペットは、人の居住スペースとは別のペットスペースで飼育する
- ・個々のペットは飼い主の自主管理。フードやケージも飼い主自身で用意する。

自助が基本です。区は自助と共助を支えます。

## (2) それぞれの役割

### 飼い主

- ・自身のペットの世話、フードやケージの確保

### 避難所運営者(動物救護部)

- ・飼い主班の立ち上げ
- ・飼い主不明動物の保護
- ・庶務・情報連絡部と連携した同行避難動物の登録管理

### 飼い主班

- ・ペットスペースの設営と維持管理、飼い主不明動物の世話

### 避難所運営者(庶務・情報連絡部)

- ・ペットスペースの場所決め、ペット同行避難者の受付

### 獣医師会

- ・避難所への巡回医療・相談、獣医師会員診療所での医療・相談

### 新宿区

- ・被害状況の把握、東京都や獣医師会との情報交換・支援要請、避難所への支援(不足資材等の供給、ペットスペース設営・管理の助言)

### 東京都

- ・支援物資の確保、被災動物の保護・収容

### 動物ボランティア

- ・できることに応じて、飼い主や避難所運営者を支援

## 2 よくある質問

### 1 考え方について

#### 1-1 ペットの「同行避難」と「同伴避難」の違いは何ですか。

同行避難…被災者がペットとともに安全な場所へ避難することを指します

同伴避難…災害が発生時に、飼い主が同行避難したペットを指定避難所などで飼養管理する状態を指します。ただし、指定避難所などで飼い主がペットと同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることにも留意が必要です

(令和6年11月内閣府「避難所の現状・課題について」を基に作成)

### 2 ペットスペースについて

#### 2-1 ペットスペースは、平時より定めておく必要がありますか。

→平時より定めることを強く推奨します。災害時は、ペット同行避難者対応以外にも、避難所運営者は多くの業務を行う必要があります。そのため、あらかじめ学校利用計画図に動物救護所の場所を定めておけば、運営者の負担を軽減できます。

#### 2-2 飼い主と離れると犬が鳴き続けます。飼い主がペットスペースに避難することは可能でしょうか。

→不可です。飼い主の方は居住スペースからペットスペースに通って世話をします。

#### 2-3 ペットスペースにペットが入りきらなくなった場合、どうすればいいのでしょうか？

→避難所運営者と相談し、場所の確保を行いましょう。場所を確保する際は「1 ペットスペースの選定・確定」を参照してください。

#### 2-4 補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)もペットスペースで飼育するのでしょうか。

→補助犬は公共施設へ同伴が認められており、一般避難者と同じ扱いになるため、ユーザーと同一空間で生活できるよう受け入れの配慮をお願いします。

#### 2-5 ケージに入れれば人の居住スペースでのペット飼育は可能でしょうか。

→不可です。避難所には動物の好きな人、嫌いな人、アレルギーを持った人など様々な人との共同生活になるため、人とペットの飼育スペースは完全に分離します。

#### 2-6「動物トイレ」はどのような場所に設置しますか？トイレを設置しても、そこで用を足せるかわかりません。

→場所を定めておかないと、避難所内の至る所で排泄をされてしまうおそれがあります。場所を決めておき、そこでの排泄が困難であればペットシートを使用するなど、衛生的に避難所を利用するようにお願いします。

### 3 飼い主不明動物について

#### 3-1 飼い主不明動物は、飼い主が見つかるまで避難所で飼育するのでしょうか。

→飼い主不明動物は東京都が保護することになっています。しかし、東京都が保護するまでの間、避難所で飼育することになります。

#### 3-2 飼い主のいない猫は「飼い主不明動物」として保護する必要がありますか？逃げた飼い猫と飼い主のいない猫の区別が困難です。

→飼い主のいない猫は対象外ですが、飼い猫と区別が困難なため避難所に持ち込まれれば、避難所の飼育場所で世話をします。

### 4 備蓄について

#### 4-1 ペットフードの備蓄はありますか。また、支援の物資はいつごろ届きますか。

→区動物担当(災対健康部衛生班)に、飼い主不明動物用のペットフードの備蓄があります。もし必要になった場合は、区動物担当(災対健康部衛生班:03-5273-3148)までご相談ください。数に限りがあるので、各避難所の状況を踏まえて備蓄のフードをお渡しします。支援物資の到達は被災状況によって異なりますが、発災から1週間後程度を想定しています。

#### 4-2 自宅が倒壊し、ペットケージやフードを取りに帰ることができません。その場合、どうすればいいのでしょうか？

→ケージは迷子犬猫用の備蓄品を臨機応変に使用してください。また飼い主班内で協力し、飼い主同士でフードを融通してください。

### 5 ボランティア・職員

#### 5-1 区の動物管理担当職員が避難所に配備されますか。

→配備されません。支援の要請や不明点がある場合、区動物担当(災対健康部衛生班:03-5273-3148)までご連絡ください。

#### 5-2 ペットスペースに動物ボランティア希望者が来ました。どのように案内すればいいですか。

→区動物担当(災対健康部衛生班:03-5273-3148)にご連絡し、取りついでください。区動物担当より災害ボランティアセンターをご案内します。

### 3 様式集

No	様式名	備考
1	動物救護活動報告(要請)	必要に応じ「8 区との連絡」で使用する
2	ペット等受付簿	避難所運営マニュアル別添様式
3	ペット用ネームプレート	・飼い主に受付後、ペットスペースで書いてもらう ・ケージ貼り付けるか、リードをつなぐポールにつける
4	ペット登録カード	・飼い主に受付後、ペットスペースで書いてもらう ・ペットスペースで管理する
5	飼い主不明動物登録カード	・ペットスペースで管理する
6	失踪動物搜索依頼受付カード	・ペットスペースで管理する

## ペットスペースのルール

ペットの命を守るのは飼い主の役割です。ペットも人も安心して避難するために、ペットスペースでは以下のルールを守り、皆さんで助け合って生活してください。

か かた 飼い方	ペットはケージに入れるか、リードにつないでください
	ペットは人の居住スペースに入れないでください
えさやり	フードはそのままにせず、食べ終わったら片づけてください
フンやおしっこ	つか お 使い終わったペットシートやフンはすぐに片づけ、汚物廃棄物の ばしょ す 場所に捨ててください
	いぬ 犬のフンやおしっこは、決められた場所でさせてください
そうじ 掃除	か めしどうし きょうりよく まいにちせいそう おこな 飼い主同士で協力して、毎日清掃を行ってください
てつづき 手続き	ペット登録カードを記入し、ペット用ネームプレートをケージにつけてください
	ひなんじょ たいしょ 避難所から退所するときは、必ず受付にお声かけをお願いします
ひつよう 必要なペット用品	ひつよう 必要なフードやケージ、ペット用品は飼い主がご用意ください